国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

同時発表：神戸運輸監理部
中国運輸局

令和８年１１月１３日
海事局安全政策課

船員法等関係法令に違反した船舶所有者を公表します
（令和８年度第１/四半期及び第２/四半期）

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備、船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等関係法令（※）に違反した船舶所有者について、船員災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的に、四半期ごとに公表を行っています。

今回は、令和８年度第１/四半期及び第２/四半期において、船員法等関係法令の違反に関する累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり公表し、国土交通省ホームページへ一定期間（６ヶ月）掲載します。

◎公表の対象

・船員法第１０１条第１項に基づく「是正命令」に従わない船員法上の船舶所有者
・船員法等関係法令に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長２年間）が、１２０ポイント以上となった船員法上の船舶所有者
・その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

◎公表対象期間

・令和８年度第１/四半期（令和８年４月～６月）
・令和８年度第２/四半期（令和８年７月～９月）

※船員法等関係法令・・・船員法、労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法

＜問い合わせ先＞
海事局安全政策課　向井、雨宮
TEL　03-5253-8111（代表）（内線 43553、43514）
03-5253-8631（直通）